

非常勤裁判官の一日

広島簡易裁判所民事調停官・
広島弁護士会会員

今田 健太郎

Imada, Kentaro

1 「パパ、今日は裁判官じゃけん、遅刻しちゃあいけんよ。」

他の曜日に遅刻してよい理はないが、ここのところ、毎週木曜日は、6歳の息子にたたき起こされ、終日、民事調停官として広島簡易裁判所で執務するという特別な日となっている。

慌てて家を飛び出し、息子を幼稚園に送り届け、午前9時半に広島簡裁の調停受付に滑り込む。

担当事務官から記録一式を受け取ると、裁判官室に入り、挨拶をしながら執務機に向かう。

調停官用の机は、司掌者と呼ばれる経験豊富な裁判官のそばに配置されており、法律論や調停の進め方について、適時、的確なアドバイスをいただくことができるため、大変心強い。

また、広島簡裁においては、民事調停官は、全件最初から最後まで期日に立ち会うことになっている。

そのため、当事者の人柄や、事件の進行状況等を逐一把握でき、時に17条決定をするにしても、判断が示しやすいことから、全件立会いの運用は極めて有意義であると感じている。

このような広島方式が全国に普及することを願ってやまない。

2 調停期日を迎えると、開始10分前に調停委員控室へ赴き、進行の評議をしてから調停室へ向かうのが通例となっている。

ところで、調停官には、弁護士が代理人に就いている事件を回されることが多い。

第1回調停期日に姿を見せた弁護士の多くは、初めに「えっ」という怪訝な表情を浮かべる。

頻りに民事調停を利用する弁護士は少なく、民事調停官自体になじみがないため、「あれ、何でここにいるの?」という疑問が湧くのはごく当然である。

しかし、その疑問が解消されれば、元々、会務等で互いに顔も性格も知っている間柄だ。

双方代理人は、円満かつ迅速に、それぞれ依頼者が納得するような結論を導き出して欲しいとの要望を遠慮なくぶつけてくる。

一方、裁判所サイドも、代理人の個性を踏まえながら積極的に心証を開示し、時には「歩み寄り」の範囲を超えた譲歩を迫ることもある。

中立性を損なうのではなく、日頃の信頼関係をベースにした忌憚のない意見交換を行うことができるという点も、民事調停官制度の優れた一面といえる。

3 このように、白熱したやりとりをしていると、あっという間に午前中の執務は終了する。

昼休憩のチャイムが鳴ると、徒歩数分の事務所に駆け戻り、依頼者や委員会等のメールチェックをしながら弁当を流し込む。

昼休みは45分間。最も休めない時間帯だ。

午後からは、期日への立会いはもとより、次週記録の検討、法令や文献等の調査、調停委員や書記官との評議、さらには、貸与されたパソコンで、争点整理のメモを作成したり、調停案などを起案するなどして、濃密な時間を過ごしている。

こうした中、やっとの思いで調停が成立し、書記官が整理した調停調書に目を通して、「調停主任民事調停官」の横に決裁用の印鑑を押捺する暁には、代理人とはまた違った達成感を味わうことができる。

押印の際に気合いが入りすぎてしまい、印影の一部が欠けるなどして、思わず印鑑を見つめることもあるが、叱責しない書記官の包容力には頭が下がる思いだ。

4 午後5時に執務が終了すると、事務所に戻り、弁護士業務にとりかかる。顧問先への対応など、事務所全体の協力体制に支えられている面は大きいですが、結局、時間は使い方次第であり、調停官として週1回執務すること、業務の支障との間には、直接的な因果関係はないように思う。

5 重鎮弁護士からの一本の電話で始まった民事調停官は、任官までのプロセスこそ想像以上に大変だったものの、有形無形の財産をもたらしてくれた。

まずもって、民事調停官という立場で調停委員の先生方から幅広い分野における専門的知見や人生観を教わったことにより、弁護士業務のフィールドが広がり、洞察力も磨かれたように感じている。

また、裁判所という立場で代理人の主張書面を読むことにより、説得的な文書とはどういうものかを学ぶ機会を得たことも大きな収穫である。

裁判官室に入るのは司法修習以来であったが、日頃、何となく距離感を感じていた裁判官や書記官などと、仕事や飲み会などを通じて気心が知れるようになり、任官以前よりも、信頼関係を構築することができた(双方向かどうかは怖くて聞けないが)という点も貴重な財産である。

6 本稿を読んで、任官に関心が湧いたという方がいるならば、是非ともチャレンジしていただきたいと切に願う。

本稿を読んだが、さして興味が湧かなかったという方は、文章に惹きつけるものがなかっただけで、任官には関心がないと決め付けられないほうがよい。

本稿を読まなかったが任官に関心があるという方は、本物である。

現在、広島簡裁は、3名の民事調停官が、毛利元就の三本の矢の如く、互いに切磋琢磨しながら紛争の円満解決に奮闘している。

私自身も、任期中は、少しでも多くの当事者の安堵した顔を見られるよう、職責を全うしたい。

【弁護士任官について】 <https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi?loginscr.a=contents:271>

【問い合わせ先】 日弁連・法制部法制第一課 TEL: 03-3580-9978(直) E-mail: ninkan@nichibenren.or.jp